

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、-:実装は任意	対応 区分	備考
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221145	12.1.1.	特別児童扶養手当の申請・届出情報（認定請求、転入、再認定、額改定請求、額改定届、証書亡失届、障害状況届、変更届、所得状況届、所得状況変更届、支給停止関係届、辞退届、喪失、死亡、転出、未支払請求、取下げ、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			●		
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			221146	12.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 申請日※申請、届出を受理した日 申請区分コード 喪失日 喪失理由コード 進行状態コード 整理番号 進達日 監約有無 備考	◎		・監約有無は、認定請求書、額改定請求書、額改定届、資格喪失届、未支払特別児童扶養手当請求書、記載事項変更届、障害状態再審査（診断）請求書の監約事項の有無を管理する項目である。	●		
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221147	12.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 受付日 返付日 再提出日 再返付日 再々提出日 返戻日 ※進達後に都道府県から返戻された日 再返戻日 再進達日 ※返戻後に再進達した日 再々進達日 審査済日 不備不足書類種類コード※10種類まで管理できること 不備不足書類コード※不備不足書類種類コードに対して非該当、該当を選択 添付書類種類コード※10種類まで管理できること 添付書類コード※添付書類種類コードに対して非該当、該当を選択 改定事由コード 旧住所地への移管通知日 新住所地への移管通知日 変更日 再提出有無 喪失理由 ※日本語で内容を管理 改定事由 ※日本語で内容を管理	○	・受付日、返付日等は、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・不足書類は、返付管理があるため、添付書類ではなく不足書類としており、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・再提出有無は、機能ID：0221221「特別児童扶養手当関係書類提出書」を再提出とする場合に「有」を入力する。未入力時は提出とする。	●	－		
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221148	12.1.3.	申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所コード 住所 住所方書 生年月日 通称名 通称名カナ 英字名 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 ※1個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の受給者として紐づけてよい ※3電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※3について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様に準拠すること。	※3について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様に準拠すること。	●		

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能										[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意	
大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (前)	機能ID (后)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221149	12.1.3.	申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 国籍コード 英字名 氏名優先区分コード 養育者種別コード 旧住所 転入日 新住所 転出日	○	・旧住所は、「特別児童扶養手当受給 資格者移管通知書」の「変更前住所」 を印字するために管理する項目であ る。	・旧住所は、「特別児童扶養手当受給資格者移管通知書」の 「変更前住所」を印字するために管理する項目である。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221150	12.1.4.	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 続柄コード 通称名 通称名カナ 英字名 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 ※1個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持まで しない場合を含む ※2障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の配偶者として紐づけてよい ※3電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※3について、特別児童扶養手当を児童 扶養手当システム（いわゆる児童福祉 システム）等他の標準化対象20業務 と一体的に調達・利用する場合は、一 体的に調達・利用する標準化対象20業 務の標準仕様書に準拠すること。	※3について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム （いわゆる児童福祉システム）等他の標準化対象20業務 と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する 標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221151	12.1.4.	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 該当日 非該当日 国籍コード	○			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221152	12.1.5.	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 続柄コード 通称名 通称名カナ 英字名 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 ※1個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持まで しない場合を含む ※2障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の扶養義務者として紐づけてよい ※3続柄は住民票上の続柄ではなく、申請者から見た続柄とすること ※4電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※ムについて、特別児童扶養手当を児童 扶養手当システム（いわゆる児童福祉 システム）等他の標準化対象20業務 と一体的に調達・利用する場合は、一 体的に調達・利用する標準化対象20業 務の標準仕様書に準拠すること。	※4について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム （いわゆる児童福祉システム）等他の標準化対象20業務 と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する 標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221153	12.1.5.	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 該当日 非該当日 国籍コード 英字名 氏名優先区分コード ※扶養義務者は候補も含めて5名まで管理できること	○			●	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221154	12.1.6.	支給対象障害児情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 姓名字号 児童氏名 児童カナ氏名 児童生年月日 児童続柄コード 児童世界番号 児童父親番号 児童母親番号 児童特定居地区分コード 別居時の郵便番号 別居時の住所 別居時の住所方面 児童主な日中の所在（在学学校名等） 児童障害分類コード ※複数選択可 児童障害等級コード ※児童障害分類コード毎に設定 児童有期認定年月 ※児童障害分類コード毎に設定 児童障害総合等級コード 児童診断書様式コード（診断書1～8号、身体手帳、療育手帳） ※児童障害分類コード毎に設定 児童該当日 児童該当事由コード 児童非該当予定日 児童非該当日 児童非該当事由コード 児童通称名 児童通称名カナ 児童英字名 児童氏名優先区分コード 児童在留資格コード	○	福祉行政報告例用障害分類コードは、福祉行政報告例第26で必要な項目であるため、「外部障害、内部障害、知的障害、知的+精神障害、精神障害、重複障害」の管理を想定している。		●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221155	12.1.6.	支給対象障害児情報を管理できること。 【管理項目】 児童障害名 児童国籍コード 児童年金受給状態コード 児童年金種別コード 不支給年月 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給解除年月 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給理由 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給決定日 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給解除決定日 ※児童障害分類コード毎に設定 時効による不支給有無 時効予定日	○	不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級=2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。	不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。	—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221156	12.1.38.	支給対象障害児情報として以下を管理できること。 【管理項目】 福祉行政報告例用障害分類コード	○	福祉行政報告例用障害分類コードは、福祉行政報告例第26で必要な項目であるため、「外部障害、内部障害、知的障害、知的+精神障害、精神障害、重複障害」の管理を想定している。		—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221157	12.1.35.	特別児童扶養手当支給対象障害児情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1利用有無を設定できること ※2項目名称を設定できること ※3未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4EUC機能で扱えること ※5帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221158	12.1.36.	特別児童扶養手当支給対象障害児障害分類情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分35コード ※児童障害分類コード毎に設定 日付1～日付35 ※児童障害分類コード毎に設定 備考1～備考35 ※児童障害分類コード毎に設定 ※1利用有無を設定できること ※2項目名称を設定できること ※3未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4EUC機能で扱えること ※5帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○			—	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			221159	12.1.7.	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 監約有無 所得判定日 所得確定区分コード 被災有無 支給該当コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則」第4条 (様式第6)を管理できる所得情報の項目を満たすこと ※1扶養義務者候補も同様に管理できること ※2対象児童は扶養義務者候補として同様に管理できること	◎	・所得状況届に記載されている所得情 報の管理項目は個別に定めず、施行規 則に記載の項目を満たすこととしてい る。なお、所得や控除に係る管理項目 は、所得状況届の裏面の注意事項も留 意すること。 ・所得判定に係る要件は、機能ID： 12.1.15.～12.1.22.に記載している。	・所得状況届に記載されている所得情報の管理項目は個別に 定めず、施行規則に記載の項目を満たすこととしている。な お、所得や控除に係る管理項目は、所得状況届の裏面の注意 事項も留意すること。 ・監約有無は、所得状況届の監約事項の有無を管理する項目 である。 ・所得判定に係る要件は、機能ID：0221171～0221178 に記載している。	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221160	12.1.33.	特別児童扶養手当所得情報独自施策利用項目として以下を実装するこ と。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1利用有無を設定できること ※2項目名称を設定できること ※3未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4EUC機能で扱えること ※5帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221161	12.1.8.	所得判定の結果、支給停止、支給停止解除を管理できること。 【管理項目】 支給停止年月 支給停止解除年月 支給停止理由コード 支給停止解除理由コード	◎			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221162	12.1.9.	支払口座情報を管理できること。 【管理項目】 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ 公金口座区分コード ※ゆうちょ銀行の記号・番号から振込用の支店コード・口座種別・口 座番号へ変換できること	○	権限移譲されていない自治体において は管理不要であるため標準オプション としている。	権限移譲されていない自治体においては管理不要であるため 標準オプションとしている。	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221163	12.1.39.	支払口座情報を履歴管理できること。 【管理項目】 有効開始日 有効終了日	○			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221164	12.1.10.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 証書交付日 証書番号 支給開始年月 改定年月 資格状態コード ※1判定日は判定結果に応じた日付とする ※2判定結果コードには却下、認定の他に取下も含むこと	◎	資格状態は、申請、認定、却下、取 下、喪失を管理するものとし、差止・差止解除、支給停止・支給 停止解除。 現況届未提出は各管理項目の入力状態 で管理する。	資格状態は、申請、認定、却下、取 下、喪失を管理するもの とし、差止・差止解除、支給停止・支給停止解除、現況届未 提出は各管理項目の入力状態で管理する。	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221165	12.1.10.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 1級児童数 2級児童数 手当月額 証書記号 却下理由 転入前住所地最終支給年月	○	証書記号は、都道府県事務取扱準則、 指定都市事務取扱準則により都道府 県、指定都市ごとに定められており、 都道府県、指定都市をまたがる住所変 更時は、転出先にて新たな証書記号に よる証書を作成するため、証書記号は 標準オプションとしている。	証書記号は、都道府県事務取扱準則、指定都市事務取扱準則 により都道府県、指定都市ごとに定められており、都道府 県、指定都市をまたがる住所変更時は、転出先にて新たな証 書記号による証書を作成するため、証書記号は標準オプション としている。	—	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (前)	機能ID (后)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221166	12.1.11.	支給情報を管理できること。 【管理項目】 支給年月 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座振替・送金 定時随時区分コード 支給額 支給決定日 振込日 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221167	12.1.12.	支給の差止、差止解除を管理できること。 【管理項目】 差止年月 差止解除年月 差止理由コード	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221168	12.1.13.	特別児童扶養手当独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1利用有無を設定できること ※2項目名称を設定できること ※3未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4EUC機能で扱えること ※5帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221169	12.1.14.	整理番号は、手入力の他に自動付番もできること ※1手入力した場合に重複番号を抑制すること ※2自動付番後に手修正できること ※3自動付番は、通番とすること（管理組織単位での通番や年度毎に通番しない） ※4自動付番は、認定請求書の受理時点、認定者の転入時とすること（「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について」の第二（8）に従う）	○	整理番号の自動付番は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	整理番号の自動付番は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221170	12.1.40.	最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。 ※1当機能を利用するかは/パラメタ等で設定できること ※2申請・進達中情報がある場合は、申請・進達中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3申請・進達中の履歴が複数ある場合は、明示的に気づける仕組みとすること ※指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○		所得状況届や再認定等は支給停止や資格喪失、支給額等に影響する可能性があるため、都道府県へ進達（送付）する自治体に対する要件としている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221171	12.1.15.	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報を照会できること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221172	12.1.16.	世帯内最高所得者を総所得額にて自動判定し、扶養義務者に自動設定できること。 ※扶養義務者の手入力は実装必須である	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221173	12.1.17.	所得情報は、税情報と連携できる場合は自動で取得し、自動で所得判定できること。転入者等手入力の場合や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」等は手入力後に自動で所得判定できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221174	12.1.18.	本人、配偶者、扶養義務者等の所得判定後、自動で支給該否を判定できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221175	12.1.19.	現況時、バーコードから対象者を確定できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221176	12.1.20.	現況時、新年度の所得情報（受給者、配偶者、扶養義務者）を一括登録できること。 ※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条（様式第6）を管理できる所得情報の項目のうち、税情報と連携できる管理項目に対して一括で登録すること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (前)	機能ID (后)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221177	12.1.21.	現況時、所得状況届を一括で受付登録できること。 ※1登録する管理項目は、所得状況届提出日、進達日のいずれか、もしくはその両方 ※2年度ごとに個人を一意に識別し、一括登録すること	○	自治体の運用により必要有無分かれる ため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプション としている。	—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221178	12.1.22.	現況時、所得判定、支給該当判定を一括で登録できること。 ※現況時の所得状況届の入力が完了した後の処理である	○	自治体の運用により必要有無分かれる ため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプション としている。	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221179	12.1.23.	現況時、所得状況届の進達結果を一括で登録できること。 ※現況時の所得状況届を都道府県へ進達後、その結果を受理した後の処理である	○	自治体の運用により必要有無分かれる ため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプション としている。	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221180	12.1.34.	現況時、所得状況届の未提出者について差止状態に一括で登録できること。 ※現況時の所得状況届を都道府県へ進達後、その結果を受理した後の処理である	○	自治体の運用により必要有無分かれる ため、標準オプションとしている。	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプション としている。	—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221181	12.1.24.	対象者検索は、証書番号でできること。	◎			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221182	12.1.25.	証書番号は、手入力他に自動付番もできること ※1手入力した場合に重複番号を抑止すること ※2自動付番後に手修正できること ※3自動付番は、通番とすること（管理組織単位での通番や年度毎に通番しない）	○	証書番号の自動付番は、都道府県及び 権限移譲市町村になるため、標準オプ ションとしている。	証書番号の自動付番は、都道府県及び権限移譲市町村になる ため、標準オプションとしている。	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221183	12.1.26.	申請者（受給者）および支給対象障害児の住基の死亡・転出等の減異動情報を基に、自動で差止、 額改定もしくは喪失できること。 ※1自動処理した申請者（受給者）、対象児童は、一覧により確認できること ※2自動処理の対象とする異動事由をパラメタ等で設定できること	○	住基の異動情報から直接台帳情報へ反 映させる機能は、自治体の運用により 必要有無分かれるため、標準オプショ ンとしている。	住基の異動情報から直接台帳情報へ反映させる機能は、自治 体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとし ている。	—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221184	12.1.27.	20歳到達者を一括で資格喪失できること。	○			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221185	12.1.37.	支給対象障害児に変更がない場合、前受給者の資格情報を引き継いで新受給者の資格情報を登録で きること。	○		例えば受給者（父親）の死亡により、配偶者（母親）を受給 者とする等、受給者変更が発生する場合に、資格情報を引き 継いで効率的に資格情報を登録するための要件である。	—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221186	12.1.42.	都道府県からの判定結果ファイルを一括して取り込みできること。 ※ベンダの実装範囲の機能とする	○		・都道府県は市町村の標準準拠システムのベンダの実装内容 （ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等） を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。 ・標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変 換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施するこ と。	—	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221187	12.1.28.	データ登録時、入力した整理番号又は証書番号が重複した場合は禁止（エラー）とすること。ただ し同一人物の場合は注意喚起（アラート）とし登録も可能とすること。	◎			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221188	12.1.29.	データ登録時、入力した認定情報の支給開始年月以降の所得情報の存在チェックを行い、所得情報 が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	◎			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221189	12.1.30.	支給対象障害児が他の受給者の支給対象障害児となっている場合は注意喚起（アラート）ができ ること。	◎			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221190	12.1.31.	データ登録時、有期認定年月は（3月、7月、10月、11月）以外が入力された場合は禁止（エラー） 又は注意喚起（アラート）とすること。エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定 できること。	◎			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221191	12.1.32.	データ登録時、口座情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	○	支給開始年月、証書番号等は、判定結 果が認定の場合は必須入力となるが、 項目間の必須入力チェックはデータ要 件に定めるが共通的な要件となるた め、機能ID：1*・18 に記載している。	支給開始年月、証書番号等は、判定結果が認定の場合は必須 入力となるが、項目間の必須入力チェックはデータ要件に定 めるが共通的な要件となるため、機能ID：0220162 に記載 している。	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能			0221192	12.1.41.	データ登録時、施設入退所情報がある場合は注意喚起（アラート）ができること。 ※1障害福祉サービス等で管理する療養介護、障害者支援施設の入退所情報 ※2介護保険システムと連携を行う場合は、介護保険施設入退所者情報 ※3機能ID:0220128の管理項目を管理する場合は、当該情報	○			—	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特 別児童 扶養手 当	12.2. 進達管 理機能			0221193	12.2.1.	進達状態を管理できること。 ※進達日、進達中、進達未（申請中）を把握できること	○			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.2. 進達管 理機能			0221194	12.2.2.	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。	○	進達の一括登録は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	進達の一括登録は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.2. 進達管 理機能			0221195	12.2.3.	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	○			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.2. 進達管 理機能			0221196	12.2.4.	都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※EUC機能の利用又はベンダの実装範囲の機能とする	○		・ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。 ・都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221197	12.3.1.	診断書再提出者を一覧で確認できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221198	12.3.2.	進達対象者を一覧で確認できること。	○			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221199	12.3.2.	再進達対象者を一覧で確認できること。	○			—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221200	12.3.3.	指定する年度の現況対象者を一覧で確認できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221201	12.3.4.	指定する年度の現況届提出・未提出者を一覧で確認できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221202	12.3.5.	指定する年月における20歳到達者を一覧で確認できること。	○			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221203	12.3.6.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2表示項目は台帳管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3対象児童の住民記録情報、身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を付加もしくは参照できること ※4最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	※1について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	※1について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.3. 一覧管 理機能			0221204	12.3.6.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※実装必須の※2に対して支払実績情報も含めること	○			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221205	12.4.1.	定例払い（4月、8月、11月又は12月）及び随時払い（新規認定、喪失時等）ができること。	○	支払処理の実施は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。	12.4.支払管理機能の利用は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221206	12.4.2.	定例払い（4月、8月、11月又は12月）を選択している場合、あらかじめ定められている支給月（3月・7月・10月又は11月）以外で決定した場合は禁止（エラー）又は注意喚起（アラート）とすること。エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。	○			—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221207	12.4.3.	特別児童扶養手当用レイアウトで支払用ファイルを作成できること。 ※1支給停止期間、一時差止期間、不支給期間はデータが作成されないこと ※2証書番号、管理場所コード、金融機関コード等での並び順を指定できること	○			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221208	12.4.4.	支給月額の変定がある場合、改定後の支給月額で支払いができること。	○			●	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221209	12.4.5.	支払前に支払額（支給月ごとの内訳を含む）や口座有無、公金口座区分コードを一覧で確認できること。 また、支給対象期間中に20歳を迎える支給対象児童を確認できること。 ※1公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、支払前に公金口座区分コードが“有”の対象者を確認できること ※2管理場所コードや金融機関コードごとに確認できること	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221210	12.4.13.	資格喪失者への過払いを抑止するために、支払前に、施設入退所情報を一覧で確認できること。 ※1障害福祉サービス等で管理する療養介護、障害者支援施設の入退所情報 ※2介護保険システムと連携を行う場合は、介護保険施設入退所者情報 ※3機能ID:0220128の管理項目を管理する場合は、当該情報	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221211	12.4.11.	所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。 【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221212	12.4.12.	受給者の在留期限又は支給対象障害児の児童在留期限が到来した月（在留期限月）以降は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。 【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221213	12.4.6.	直近の支払処理の取消、再処理による支払用ファイルの作成ができること。 ※オペレーションミスや登録漏れが発見した際に、直近の支払処理結果を無かったことにし、再度できるようにするための要件	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221214	12.4.7.	通り認定等の支払の際、過去の支給準備での支払額を自動的に計算できること。 ※支払額の手入力による修正もできること	○			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221215	12.4.9.	過誤に対して支給額、又は振込不能に対して再支払を調整できること。 【管理項目】 調整区分コード 調整日 調整理由 調整額 ※1返納の場合は、過払い月の支給額と調整できること ※2過払い分を次期払いする場合は、支払処理へ反映できること ※3不足分を追加支給する場合は、随時払いへ反映できること ※4手当支払集計表へ反映できること	○		デジタル庁が定める基本データリスト（コード一覧）のコード名：調整区分コードを以下のとおり補足する。 001：戻入 過払いが発生しその債権を回収した際に回収額を入力して、次の定例払時に影響させないようにする場合 002：差引 過払いが発生した際にまだ支給していない手当から過払いとなった金額を差引く場合 003：支払 未払いや選定認定等により追加で支払う額が発生した際、次の定例払時ではなく、随時で支払う場合 004：充当 未払いや選定認定等により追加で支払う額が発生した際、次の定例払時に追加して支払う場合	●	
12.特別児童 扶養手 当	12.4. 支払管 理機能			0221216	12.4.10.	支払情報を履歴で管理することができ、支払金額、支払月、支払先口座情報が一目で確認できること。 ※画面のみならずcsvファイルや帳票による管理を含む	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.5. 集計表 作成機 能			0221217	12.5.1.	福祉行政報告例「第26特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況」の集計数値を出せること。 ※1様式は問わない（固定帳票ではない） ※2集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○			—	
12.特別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221218	12.6.1.	「特別児童扶養手当関係書類提出受付処理簿」をEUC機能を利用して作成できること。 ※市町村事務取扱準則様式第1号	◎			●	
12.特別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221219	12.6.2.	■帳票詳細要件01、02 ■ 01「市町村特別児童扶養手当受給資格者名簿（表面）」 02「市町村特別児童扶養手当受給資格者名簿（裏面）」を出力できること。 ※1市町村事務取扱準則様式第2号 ※2指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	・転出先自治体への送付について、個人情報保護の観点から的確に保護するための措置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。 ・自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	・転出先自治体への送付について、個人情報保護の観点から的確に保護するための措置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。 ・自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221220	12.6.3.	■帳票詳細要件03、04 ■ 03「指定都市特別児童扶養手当受給資格者台帳（表面）」 04「指定都市特別児童扶養手当受給資格者台帳（裏面）」 ※1指定都市事務取扱準則様式第3号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○			—	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (前)	機能ID (后)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221221	12.6.4.	■帳票詳細要件05■ 「特別児童扶養手当関係書類提出書」を出力できること。 ※1市町村事務取扱準則様式第4号 ※2指定都市・権限移譲自治体以外の要件 ※3出力対象データに機能ID:0221147の「再提出有無」が「有」のデータが存在する場合は、提出と再提出を分けて出力（改ページ）すること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221222	12.6.5.	■帳票詳細要件06■ 「特別児童扶養手当証書受領書」を出力できること。 ※1市町村事務取扱準則様式第5号 ※2指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221223	12.6.6.	■帳票詳細要件07■ 「特別児童扶養手当住所・支払金融機関変更届処理済報告書」を出力できること。 ※1市町村事務取扱準則様式第7号 ※2指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221224	12.6.7.	■帳票詳細要件08■ 「証書の交付について」を出力できること。 ※一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221225	12.6.8.	■帳票詳細要件09■ 「障害状態再審査（診断）請求書の提出について」を出力できること。 ※1一括出力できること ※2障害状態再審査（診断）請求書とセット出力を選択できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221226	12.6.9.	■帳票詳細要件10■ 「所得状況届の提出について」を出力できること。 ※1一括出力できること ※2所得状況届とセット出力を選択できること ※3現況届とセット出力を選択できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221227	12.6.10.	■帳票詳細要件11■ 「所得状況届」を出力できること。 ※1施行規則第4条様式第6号 ※2一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221228	12.6.11.	■帳票詳細要件12■ 「現況届」を出力できること。 ※一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221229	12.6.12.	■帳票詳細要件13■ 「特別児童扶養手当認定通知書」を出力できること。 ※1施行規則第17条様式第11号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221230	12.6.13.	■帳票詳細要件14■ 「特別児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること。 ※1施行規則第17条様式第11号の2 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221231	12.6.14.	■帳票詳細要件15■ 「特別児童扶養手当認定請求却下通知書」を出力できること。 ※1施行規則第18条様式第12号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221232	12.6.15.	■帳票詳細要件16■ 「特別児童扶養手当額改定通知書」を出力できること。 ※1施行規則第19条様式第13号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221233	12.6.16.	■帳票詳細要件17■ 「特別児童扶養手当額改定請求却下通知書」を出力できること。 ※1施行規則第17条様式第14号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221234	12.6.17.	■帳票詳細要件18■ 「特別児童扶養手当資格喪失通知書」を出力できること。 ※1施行規則第24条様式第15号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特 別児童 扶養手 当	12.6. 帳票出 力機能			0221235	12.6.18.	■帳票詳細要件19■ 「特別児童扶養手当受給資格者格取消通知書」を出力できること。 ※1「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」様式第7号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	・自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」では様式は示されていないが、実運用において当様式を利用していることから要件として定めている。	・自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」では様式は示されていないが、実運用において当様式を利用していることから要件として定めている。	—	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、□:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (前)	機能ID (后)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221236	12.6.19.	■帳票詳細要件20■ 「特別児童扶養手当定期認定通知書」を出力できること。 ※1「特別児童扶養手当における定期認定の取扱い」について」別紙様式 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221237	12.6.20.	■帳票詳細要件21■ 「特別児童扶養手当証書」を出力できること。 ※1「特別児童扶養手当証書の様式を定める省令」様式 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221238	12.6.21.	■帳票詳細要件22■ 「特別児童扶養手当認定請求書」を出力できること。 ※1施行規則第1条様式第1号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221239	12.6.22.	■帳票詳細要件23■ 「特別児童扶養手当額改定請求書」を出力できること。 ※1施行規則第2条様式第4号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221240	12.6.23.	■帳票詳細要件24■ 「特別児童扶養手当額改定届」を出力できること。 ※1施行規則第3条様式第5号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221241	12.6.24.	■帳票詳細要件25■ 「特別児童扶養手当証書亡失届」を出力できること。 ※1施行規則第10条様式第8号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221242	12.6.25.	■帳票詳細要件26■ 「特別児童扶養手当資格喪失届」を出力できること。 ※1施行規則第11条様式第9号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221243	12.6.26.	■帳票詳細要件27■ 「未支払特別児童扶養手当請求書」を出力できること。 ※1施行規則第13条様式第10号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221244	12.6.27.	■帳票詳細要件28■ 「特別児童扶養手当記載事項変更届」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221245	12.6.28.	■帳票詳細要件29■ 「特別児童扶養手当転出届」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221246	12.6.29.	「現況届対象者一覧」をEUC機能を利用して作成できること。 ※様式は問わない（固定帳票ではない）	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221247	12.6.30.	「現況届所得一覧」をEUC機能を利用して作成できること。 ※様式は問わない（固定帳票ではない）	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221248	12.6.31.	■帳票詳細要件30■ 「特別児童扶養手当障害状態再審査（診断）請求書」を出力できること。 ※一括出力できること	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221249	12.6.32.	■帳票詳細要件31■ 「特別児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること。 ※1「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」様式第7号 ※2指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221250	12.6.33.	■帳票詳細要件32■ 「特別児童扶養手当再交付申請書」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221251	12.6.34.	■帳票詳細要件33■ 「特別児童扶養手当所得状況届督促通知書」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	—	
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能			0221252	12.6.35.	■帳票詳細要件34■ 「特別児童扶養手当支払対象者一覧表」を出力できること。 【補足説明】 厚生労働省へ支払データと合わせて送付するものである。	○		自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	●	

機能・帳票要件

[実装区分] ○:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

[実装区分] ●:実装が必要、▲:可能なら実装、～:実装は任意

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	対応 区分	備考
12.特 別児童 扶養手 当	12.7. マスタ 管理機			0221253	12.7.1.	所得判定に係る所得限度額等のマスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	◎			●	
12.特 別児童 扶養手 当	12.7. マスタ 管理機 能			0221254	12.7.2.	支払に係る支給単価等のマスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	○	支払の管理は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。	支払の管理は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。	●	